

○ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物トータルケア学科履修規程

平成31年4月1日

制定

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 履修（第4条～第11条）
- 第3章 試験（第12条～第16条）
- 第4章 成績評価（第17条・第18条）
- 第5章 その他（第19条～第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 ヤマザキ動物看護専門職短期大学（以下「本学」という。）動物トータルケア学科の履修に関して必要な事項は、学則に定めるもののほかは、この規程によるものとする。

（授業科目の区分）

第2条 授業科目の区分は、次のとおり区分する。

- (1) 基礎科目
- (2) 職業専門科目
- (3) 展開科目
- (4) 総合科目

2 授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次と学期に配当して編成する。開設する授業科目、単位数及び配当年次は、別記1のとおりとする。

（学期と授業時間割）

第3条 授業科目は、学期ごとに開講され、開講される学期が指定される。本学の学期は、当該年度の学年暦に基づき、前学期と後学期の2学期制とし、原則として、月曜日から土曜日まで授業を実施する。

2 授業時間割について、各時限は90分を基本単位とし、次のとおりとする。

第1時限	9：10～10：40
第2時限	10：50～12：20
第3時限	13：10～14：40
第4時限	14：50～16：20
第5時限	16：30～18：00

3 授業時間割は、年度の始めに公示する。

第2章 履修

(履修登録)

第4条 学生は、当該年度に履修しようとする全ての授業科目について、定められた期間内に、指定された方法で履修登録するものとする。

2 授業科目の履修は、原則として当該年次に配当されているものとする。

3 クラス指定のある授業科目は、指定クラス以外で履修することは、原則として認めない。

4 履修登録後、指定した期間内に限り履修科目を変更することができる。

5 履修登録の手続がなされないときは、科目の履修及び単位の修得はできない。

6 1学期の履修登録科目数は、原則として、1科目以上とする。

7 2年次以降に配当された科目の履修に際し、下級年次配当必修科目が未修得の場合は、原則として、下級年次配当必修科目を優先して履修する。

(履修の禁止)

第5条 次の各号に該当する場合は、その科目の履修を認めない。

(1) 同一時限に重複して履修すること。

(2) 既に単位を修得した科目と同一の科目を再び履修すること。

(段階的履修科目)

第6条 授業科目の配当年次とは別に、別記2のとおり、段階的履修科目を設け、各段階に配当された科目を1科目でも単位未修得の場合は、次段階の科目を履修することができないこととする。ただし、「英語Ⅰ」の単位未修得の場合は、「英語Ⅱ」との並行履修をすることができる。

(履修登録の単位数の上限)

第7条 授業科目の履修に際しては、学期ごとに履修単位数に23単位の上限を設けて、適切な学修時間を確保する。ただし、履修単位数の上限に含まない科目を設ける場合は、別途公示する。

(単位修得)

第8条 授業科目を履修し、課題提出、試験その他を総合評価して合格と認定された場合に、所定の単位を修得できる。

(単位修得の認定資格)

第9条 各授業科目の定められた授業時数に対し、3分の1を超える欠席をした場合は、その授業科目について単位修得の認定資格を失う。

(授業科目履修の費用)

第10条 授業科目の履修に際しては、実技、実習、演習等で授業料以外の費用（交通費等）が必要となる場合がある。学生は、これらの実費を負担しなければならない。

(欠席届)

第11条 次の各号のいずれかに該当する事由により授業を欠席する場合は、事由発生後速やかに欠席届を提出するものとする。

- (1) 学校保健法施行規則第18条に定める伝染病（インフルエンザ等）の治療による場合
- (2) 家族（一親等、二親等、三親等）の忌引による場合
- (3) 公的災害、事故等による場合
- (4) 研修・就職活動など本学がその必要性を認めた場合
- (5) 裁判員候補者として従事することによる場合

2 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号については、学校保健法施行規則第19条に定める期間、又は医師の診断書による期間
- (2) 前項第2号については、
 - イ) 父母と子（一親等）・配偶者：申し出のあった日から連続7日間（休日含む）
 - ロ) 祖父母・兄弟（二親等）：申し出のあった日から連続5日間（休日含む）
 - ハ) 曾祖父母・おじ・おば（三親等）：申し出のあった日から連続3日間（休日含む）
- (3) 前項第3号については、7日以内
- (4) 前項第4号については、各学期1科目につき1回で計5日以内
- (5) 前項第5号については、呼び出しを受けた日及び裁判員として従事する日

ただし、各号とも遠隔地その他特別に考慮すべき事由があるときは、これらの日数に必要な日数を加えることができる

3 公欠の許可を受けようとする者は、事由発生後に欠席届に次の書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 第1項第1号については、医師の診断書、治癒証明書
- (2) 第1項第2号については、会葬に関わる書面
- (3) 第1項第3号については、被災証明書又は罹災証明書
- (4) 第1項第4号については、研修・就職活動等を証明できる書面
- (5) 第1項第5号については、裁判所からの呼出状

- 4 第1項第2号を除き、第1項による欠席は、第7条の単位修得の認定資格に関わる際、定期試験欠席時は担当教員の判断により配慮される場合がある。

第3章 試験

(受験資格)

第12条 学生は、あらかじめ履修登録した科目以外の科目は受験することができない。

(試験)

第13条 試験は、通年授業の場合は学年末に、学期ごとの授業の場合は学期末に行う。ただし、科目によっては、担当教員が必要と認める場合、適宜行うことがある。

- 2 試験の方法、日程、時間及び場所は、その都度公示する。
3 前項の規定にかかわらず、課題等を課し、学年末又は学期末試験に代えることができる。

(追試験)

第14条 第11条第1項各号の事情により、試験を受験できなかった者で、欠席届を提出し、やむを得ない事由を証明する書類を添付し、許可されたものについては、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を受験しようとする者は、定められた期間内に所定の追試験受験願を提出して許可を受けなければならない。
3 前項の期間内に願い出がない場合は、受験できない。

(再試験)

第15条 第13条において不合格となった科目については、再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受験しようとする者は、原則として再試験対象者発表後、定められた期間内に、所定の再試験受験願に別に定める手数料を添えて願い出て許可を受けなければならない。
3 前項の期間内に願い出がない場合は、受験できない。

(不正行為)

第16条 各試験において不正行為があった場合は、その期間中の全受験科目を無効と見なす。

- 2 不正行為を行った者については、学則により処分する。

第4章 成績評価

(成績評価)

第17条 履修科目の成績は、試験、追試験又は再試験の成績、授業への参加度、平常の学習状況等を勘案して、各担当者が総合評価する。

- 2 成績評価は、次の5段階とし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点以下	D

- 3 再試験を経た場合の成績評価は、定期試験合格者の最低評価を超えないこととする。
- 4 Dは、合格に達しない成績評価、評価に値しない成績評価とする。

(GPA)

第18条 学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値（Grade Point Average、以下「GPA」という。）を用いる。

- 2 GPAは、授業科目の成績評価について、Sに4、Aに3、Bに2、Cに1、Dに0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

なお、GPAの算出においては、成績評価が「認定」と表記された科目の単位数を含めないものとする。

第5章 その他

(学年主任・クラスアドバイザー)

第19条 各年次に学年主任及び副主任を設け学生指導を行う。また、1年次から3年次まで担当の専任教員がクラス分けした学生のアドバイザーとなり、履修相談、履修指導・助言等を行う。

(オフィスアワー)

第20条 毎週授業2コマ分に相当する時間をオフィスアワーとして設定し、年度当初に学生に周知する。必要に応じて保護者も含め面接・面談対応する時間を随時設ける。

(GPAによる履修指導)

第21条 半期ごとにGPAを算出し、ひとつの学期におけるGPAが1.0未満の学生についてはクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーから注意と学修指導を行う。1.0未満の学期が2期以上連続した場合は、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーから、学生及び保護者と4者で話し合いを実施し、注意と学修指導を行う。

(既修得単位等の認定)

第22条 既修得単位で、教授会が本学の科目の履修単位として認定した科目の単位は、「認定」と表記する。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改正及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則 (平成31年3月14日理事会承認)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 ヤマザキ動物看護専門職短期大学の開学に際し、この規程は、常務理事会の議を経て理事長が制定する。

別表（第2条、第5条関係）

開設する授業科目、単位数、配当年次・学期

【別記1】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
①基礎科目	生命倫理学	1前	2			○			
	心理学	1前		2		○			
	社会学	1後		2		○			
	キャリアマネジメント	1後		2		○			
	コミュニケーション論	1前		2		○			
	英語 I	1通	2				○		
	英語 II	2前		1			○		
	コンピューターリテラシー (情報処理) I	1前	1				○		
	コンピューターリテラシー (情報処理) II	2前		1			○		
	生活とアート	2後		2		○			
	小計 (10科目)	—	5	12	0	—			
②職業専門科目	動物看護学概論	1前	2			○			
	動物形態機能学	1前	2			○			
	動物形態機能組織学	1後	2			○			
	動物形態機能学・組織学実習	1後	1					○	
	動物臨床看護学 (基礎・内科)	1前	2			○			
	動物臨床看護学 (基礎・内科) 実習	1通	2					○	
	動物臨床看護学 (外科)	2前	2			○			
	動物臨床看護学 (外科) 実習	2通	2					○	
	動物口腔ケア論	3前		1		○			
	動物口腔ケア実習	3後		1				○	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
②職業専門科目	訪問動物看護学	2前	2			○			
	動物看護ソーシャルワーク	2後	2			○			
	動物生理・繁殖学	1前	2			○			
	動物病理学	1後	1			○			
	動物薬理学	2前	2			○			
	公衆衛生学	1前	2			○			
	動物感染症学	1後	2			○			
	環境生物学	2後		1		○			
	動物臨床検査学	1後	2			○			
	動物臨床検査学実習	1後	1					○	
	動物臨床栄養学	2後	2			○			
	動物行動学	1後	2			○			
	動物リハビリテーション論	3前		2		○			
	動物人間関係学	3前	2			○			
	動物愛護・福祉と関連法規	3後	1			○			
	伴侶動物学	1前	2			○			
	動物飼育管理論	2前	2			○			
	野生動物学	2後	1			○			
	産業・実験動物学	3前	2			○			
	動物トータルライフ環境論	2前	2			○			
	動物トータルライフ演習	3前		1			○		
	コンパニオンアニマルケア論	1前	2			○			
コンパニオンアニマルケア実習（基礎）	1通	3					○		
コンパニオンアニマルケア実習（応用）	2通	3					○		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
② 職業専門科目	コンパニオンドッグトレーニング論	2前	2			○			
	コンパニオンドッグトレーニング実習	2通	3					○	
	臨地実習1	1後・2前	1					○	
	臨地実習2	1後・2前	1					○	
	臨地実習3	2後	4					○	
	臨地実習4	3前	4					○	
	臨地実習5	3後		5				○	
	臨地実習6	3後		5				○	
	動物実習短期留学	2・3通		2				○	
	研修・ボランティア活動	1・2・3通		1				○	
	小計（44科目）	—	70	19	0	—			
③ 展開科目	ジェロントロジー	3前		2		○			
	社会福祉学	2前		2		○			
	少子高齢社会と人口問題	3後		1		○			
	高齢者心理	2後		2		○			
	死生学	3後		2		○			
	産業論	3前		2		○			
	起業論	3後		2		○			
	消費者行動分析学	3後		2		○			
	IT社会論	3後		1		○			
	情報危機管理論	3後		1		○			
	災害・危機管理論	3前		2		○			
	医療安全	3後		2		○			
	小計（12科目）	—	0	21	0	—			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
④総合科目	動物トータルケア総合演習1	2通	1				○		
	動物トータルケア総合演習2	3通	1				○		
	小計 (2科目)	—	2	0	0	—			
合計 (68科目)		—	77	52	0	—			
学位又は称号	動物看護短期大学士(専門職)		学位又は学科の分野			農学関係			
卒業要件及び履修方法					授業期間等				
<p>・卒業要件</p> <p>1 基礎科目 必修科目5単位及び選択科目10単位修得すること。</p> <p>2 職業専門科目 必修科目70単位及び選択科目の「臨地実習5」または「臨地実習6」の5単位を修得すること。</p> <p>3 展開科目 選択科目15単位修得すること。</p> <p>4 総合科目 必修科目2単位修得すること。</p> <p>上記の要件を満たし本学に3年間以上在学し、必修科目77単位以上、選択科目30単位以上、計107単位以上を修得し、一般財団法人動物看護師統一認定機構が認定する認定動物看護師の受験資格を得ること。</p> <p>・履修制限</p> <p>1学期ごとの履修単位数の上限は23単位とする。</p>					1学年の学期区分		2学期		
					1学期の授業期間		15週		
					1時限の授業時間		90分		

【別記 2】

【コンパニオンアニマルケア】

段階	授業科目の名称	配当年次 学期
1段階	コンパニオンアニマルケア実習（基礎）	1年通
2段階	コンパニオンアニマルケア実習（応用）	2年通

【英語・動物実習短期留学】

段階	授業科目の名称	配当年次 学期
1段階	英語 I	1年前
2段階	英語 II	2年前
	動物実習短期留学	2・3年通
備考	ただし、動物実習短期留学（2・3年通）の履修にあたっては、英語 I の成績評価がB以上であることを条件とする。	

【臨地実習（動物病院）】

段階	授業科目の名称	配当年次 学期
1段階	臨地実習2	1年後・2年前
2段階	臨地実習3	2年後
	臨地実習5	3年後

【臨地実習（動物関連企業）】

段階	授業科目の名称	配当年次 学期
1段階	臨地実習1	1年後・2年前
2段階	臨地実習4	3年前
	臨地実習6	3年後